

令和 7 年度

学校いじめ防止基本方針

大阪市立此花中学校

本校において、以下の方針を設ける。

1. いじめの未然防止について

2. いじめの早期発見について

3. いじめが起きた時の対応について

本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは

「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。この「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(注1)「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。

(注2)「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

(注3)「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

(注4)「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

(注5)けんか等を除く。ただし、外見的にはけんかのように見えることでも、よく状況を確認すること。

文部科学省HP（「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における定義）より

1. いじめの未然防止について

I いじめの未然防止

すべての生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、生徒全体を対象に未然防止の取組を行うことが最も有効な対策になる。

また、未然防止の基本は、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規則正しい生活習慣を身につけ、積極的な態度で授業や行事に主体的に参加し活躍できる学校づくりを進めていくことから始まる。これより、いじめに特化したプログラム等が必ずしも必要とは限らず、日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする日常の生徒指導こそが未然防止に大きく影響していることを認識しておくことが大切である。

II いじめの未然防止に関する取組

① 年間計画

	第1学年	第2学年	第3学年	全校生徒
1 学 期	<input type="checkbox"/> 学級集団作り <input type="checkbox"/> 一泊移住の取組 <input type="checkbox"/> 人権学習	<input type="checkbox"/> 学級集団作り <input type="checkbox"/> 人権学習	<input type="checkbox"/> 学級集団作り <input type="checkbox"/> 修学旅行の取組 <input type="checkbox"/> 人権学習	<input type="checkbox"/> いじめアンケート調査 <input type="checkbox"/> 教育相談 <input type="checkbox"/> 道徳教育
2 学 期	<input type="checkbox"/> 人権学習 <input type="checkbox"/> 体育大会の取組 <input type="checkbox"/> 文化発表会の取組 <input type="checkbox"/> 職業講話	<input type="checkbox"/> 人権学習 <input type="checkbox"/> 体育大会の取組 <input type="checkbox"/> 文化発表会の取組 <input type="checkbox"/> 職業体験学習	<input type="checkbox"/> 人権学習 <input type="checkbox"/> 体育大会の取組 <input type="checkbox"/> 文化発表会の取組	<input type="checkbox"/> 被害調査 <input type="checkbox"/> いじめアンケート調査 <input type="checkbox"/> 教育相談 <input type="checkbox"/> 道徳教育
3 学 期	<input type="checkbox"/> 校外学習 <input type="checkbox"/> 教育相談 <input type="checkbox"/> 人権学習	<input type="checkbox"/> 校外学習 <input type="checkbox"/> 教育相談 <input type="checkbox"/> 人権学習	<input type="checkbox"/> 人権学習	<input type="checkbox"/> いじめアンケート調査 <input type="checkbox"/> 道徳教育

② わかる授業の推進と授業規律の確保

わかる授業づくりのために、指導方法の振り返りや他の教員の授業参観、教材研究等、授業改善に取り組む。また、生徒が学習での自己有用感を高め、少しでも達成感や充実感を持てる「居場所づくり」につなげるために、授業において話し合い活動などの共通実践を実施する。

③ 「校内研修」を毎学期実施

校内研修を実施し、いじめについて研鑽を深める機会を設ける。

III いじめ防止委員会の設置

① 構成

管理職、学年主任、教務主任、生徒指導主事、生活指導部長

*必要に応じて構成員を限定したり、部活動顧問やS C（スクールカウンセラー）等を加えることもある。（長は校長とする）

② 委員会の主な内容

- ・生徒の情報の共有、対策

- ・未然防止の推進など学校基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認と検証

③ 委員会の実施時期

- ・基本的には月に一度のペースで、委員会を行う。

- ・検証のための会議は、長期休業などをを利用して行う。

2. いじめの早期発見について

I 早期発見の基本について

- ① 生徒のささいな変化に注意すること
- ② 気づいた情報を共有すること
- ③ 情報に基づき速やかに対応すること

II いじめの早期発見のための取組

① いじめ調査アンケート

- ・学期ごとに1回、記名式のアンケートを行う。

*ただし、緊急を要する場合は無記名式の特別なアンケートを行う。

② 教育相談

- ・教育相談の実施については、年間行事予定から生活指導部で日程を検討する。

- ・各学期にそれぞれ1回ずつ行う。

- ・教育相談で気づいた情報は、担任が集約し学年で共有する。必要に応じて、全職員で共有する。

- ・いじめ調査アンケートの内容によっては、教育相談期間を待たずに、緊急に行う。

- ・教育相談の場のみに関わらず、登校指導、昼食指導、授業、休み時間、放課後、部活動などにおいても、生徒のささいな変化を見逃さずに、それらの情報を教職員間で共有して、適宜声かけをする。

* 欠席状況の把握と欠席が多い生徒との面談・家庭連携等

* S C（スクールカウンセラー）との連携

3. いじめが起きた時の対応

I 解決にむけて

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒とその保護者の支援を最優先にするとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で関係生徒に指導にあたる。指導においては、謝罪や責任を問うのではなく、社会性の向上、生徒の人格の成長につながる指導に努める。

II いじめに対する措置について

